**社会保障II　2023年10月25日（水）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304**

**第4回【医療保険制度の沿革と概要】日本の医療保険制度の歴史的変遷、全体像、第5章第１節医療保険制度の概要(1)公的医療保険の体系(2) 公的医療保険の類型p.114-123**

**●リアクションペーパーII＃４**

**学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名**

**この講義でわかったことなどをチェックして下さい。（複数回答可能）。**

**１．公的医療保険の体系と沿革**

**□日本ではすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、保険料を納めることで、すべての保険医療機関で医療サービスを受けることができる国民皆保険（1961：S36年）が実現,しかし歴史的な経緯から一元的な制度体系にはなっていない。**

**□日本の公的医療保険には①職域保険（被用者保険、組合＋協会＋共済（健康保険：健保）②地域保険（国民健康保険：国保）③後期高齢者医療保険（75歳以上）がある。①と③以外のすべての人の受け皿が②。生活保護受給者などを除き、すべての人はいずれかに加入する義務あり（国民皆保険）。**

**□職域保険（被用者保険）が最も古く1922（T11)年の健康保険法に遡る。第一次世界大戦後の労働運動への対応ドイツのビスマルクの疾病（しっぺい）保険制度のマネ。**

**□地域保険（国民健康保険）は 1938（S13）年国民健康保険法の制定、非被用者の農村中心の保険、当初の任意から健民健兵政策で皆保険化。戦後、新憲法下でリニューアルし国民皆保険（1961(S36)年）が実現。**

**□後期高齢者医療制度が一番新しい。高齢化の進展を背景に1973（S48)年老人医療費無料化（70歳以上）、1982（S57)年老人保険法が成立（1割負担。異なる保険制度間で財源調整）、2008（H20）年後期高齢者医療制度（老人保険法⇒「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更。75歳以上を対象に独立した制度が発足。**

**２．公的医療保険の類型**

**□職域保険は職域単位（同業種・企業）で形成、被用者保険（一般被用者保険、特定被用者保険）と職種別・同種同業者保険に区分される。**

**□主流の被用者保険のうち、一般被用者保険には組合管掌健康保険（組合健保）と全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）があり、健康保険法により常時５人以上の従業員を雇用する事業者及び法人事業者が強制適用事業所となる。適用事業所の被用者（日雇・臨時雇用を除く）は健康保険の被保険者となることが義務づけられている。特定被用者保険（共済等）には、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度、船員保険がある。**

**□傍流の職種別・同種同業者保険には、土木・建築業、理容・美容業、医師・歯科医師、弁護士など、歴史的経緯から国民健康保険法を適用（地域保険に区分）。**

**□地域保険には国民健康保険法による国民健康保険（市町村国保）と国民健康保険組合（国保組合）がある。自営業・農林水産業者、無業者の他、75歳未満の年金生活者、非正規雇用者やその家族などの地域住民が対象（健保加入者、後期高齢者、生活保護受給者などを除き、すべての地域住民に加入義務あり）。**

**□後期高齢者医療保険制度は2008年にスタート。75歳以上が対象。74歳までの公的保険を脱退し全員加入（義務）。保険料は2022-23年度・平均月額6,472円。保険料率：全市町村加入の47都道府県の広域連合により異なる。2022‐2025年に第1次ベビーブーム世代（団塊の世代）が加入し急増が見込まれている（2025年問題）。**